

令和8年6月宇治市議会定例会

条例改正議案等の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例等	頁
議案第 36 号	宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市個人番号の利用に関する条例 宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	1
議案第 37 号	宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	20
議案第 38 号	宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市消防団員等公務災害補償条例	42
議案第 39 号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市市税条例 宇治市市税条例等の一部を改正する条例	43

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例等	頁
議案第40号	京都地方税機構規約の変更について	京都地方税機構規約	66

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行		改正案																																	
<p>第5条 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>		機関	事務	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>4 市長</td> <td>障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>5 市長</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>6 市長</td> <td>母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>7 市長</td> <td>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定め</td> </tr> </tbody> </table>		機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	3 市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	4 市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	6 市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	7 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定め
機関	事務																																		
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
機関	事務																																		
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
3 市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
4 市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
6 市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの																																		
7 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定め																																		

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行		改正案	
市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		るもの
市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	8 市長	宇治市奨学資金貸与条例(平成17年宇治市条例第12号)による奨学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	9 市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
		10 市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		11 市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		12 市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		13 市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		14 市長	妊産婦の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
		15 市長	予防接種に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
		16 市長	がん検診等の費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
		17 市長	宇治市市営住宅条例(平成9年宇治市条例第24号)による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行			改正案		
別表第2(第4条関係)			18 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	
			19 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	
			20 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	
			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたものであつて規則で定めるもの	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたものであつて規則で定めるもの
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であつて規則で定めるもの
市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	3 市長	身体障害者に対する医療費の支	地方税関係情報、生活保護
市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつ	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で			

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行			改正案		
	て規則で定めるもの	定めるもの		給に関する事務であつて規則で定めるもの	関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	4 市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの	5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	6 市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの	7 市長	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの	8 市長	宇治市奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務で	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
市長	老人に対する医療費の支給に関する	医療保険給付関係情報であ			

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行			改正案		
	る事務であつて規則で定めるもの	つて規則で定めるもの		あつて規則で定めるもの	
市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの	9 市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの	10 市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			11 市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			12 市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			13 市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			14 市長	妊産婦の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			15 市長	予防接種に要する費用の助成に	住登外者宛名情報であつて

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案	
		<p>関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>規則で定めるもの</p>
	<p>16 市長</p>	<p>がん検診等の費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</p>
	<p>17 市長</p>	<p>宇治市市営住宅条例による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</p>
	<p>18 市長</p>	<p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報、児童手当等関係情報、介護保険等給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報、療養介護等関係情報、障害児通所支援関係情報、養育医療給付等関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、母子家庭等給付関係情報、母子生活支援施設保護関係情報、医療保険給付関係情報、福祉手当</p>

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案	
		<p>関係情報、年金給付関係情報、妊娠届出関係情報、予防接種実施関係情報、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査関係情報、がん等検診関係情報、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業実施関係情報、小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報、障害者給付等支援関係情報、障害者関係情報、子ども・子育て支援関係情報、奨学資金貸与関係情報、介護サービス関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者等医療費助成関係情報、老人に対する福祉医療費の助成に関する情報、こ</p>

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案														
(新設)				ども医療費助成関係情報、市営住宅入居者関係情報又は就学援助関係情報であつて規則で定めるもの											
	19 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)		住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの											
	20 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの		住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの											
	21 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの		地方税関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの											
	別表第3(第5条関係)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 963 1268 1057">情報照会機関</th> <th data-bbox="1268 963 1577 1057">事務</th> <th data-bbox="1577 963 1709 1057">情報提供機関</th> <th data-bbox="1709 963 2007 1057">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 1057 1268 1252">1 市長</td> <td data-bbox="1268 1057 1577 1252">住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="1577 1057 1709 1252">教育委員会</td> <td data-bbox="1709 1057 2007 1252">住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1252 1268 1344">2 教育委員会</td> <td data-bbox="1268 1252 1577 1344">就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="1577 1252 1709 1344">市長</td> <td data-bbox="1709 1252 2007 1344">住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>				情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	2 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報												
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの												
2 教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの												

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案			
	3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行			改正案		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの		(削る。)		
2 市長～ 17 市長	(略)		1 市長～ 16 市長	(略)	
(新設)			17 市長	宇治市犯罪被害者等支援条例(平成22年宇治市条例第1号)による犯罪被害者等への見舞金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	
18 市長 ～20 教 育委員会	(略)		18 市長 ～20 教 育委員会	(略)	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたものであつて規則で定めるもの	(削る。)		
2 市長	小児慢性特定疾病児童等に対す	地方税関係情報	1 市長	小児慢性特定疾病児童等に対す	住民票関係情報、地方税関

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行		改正案	
	を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	_____、生活保護関係情報又は _____住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	係情報、生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報</u> 、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
6	市長 母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報 _____又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	5 市長 母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
7	市長 子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は _____住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	6 市長 子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
8	市長 宇治市奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報 _____であつて規則で定めるもの	7 市長 宇治市奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの
9	市長 介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報又は _____住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	8 市長 介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行			改正案				
		もの			もの		
10	市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報	9	市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、戸籍関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
11	市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報	10	市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
12	市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報	11	市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
			又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの				
13	市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報	12	市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外
			又は住登外				

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行			改正案		
		で あつて規則で定めるもの			保護関係情報、障害者関係 情報又は住登外宛名情報で あつて規則で定めるもの
(新設)			17 市長	宇治市犯罪被害者等支援条例に よる犯罪被害者等への見舞金の 支給に関する事務であつて規則 で定めるもの	戸籍関係情報であつて規則 で定めるもの
18 市長	住登外者宛名番号管理機能によ る住登外者の情報の管理に関す る事務であつて規則で定めるも の	地方税関係情報、児童手当 等関係情報、介護保険等給 付関係情報、障害者自立支 援給付関係情報、療養介護 等関係情報、障害児通所支 援関係情報、養育医療給付 等関係情報、生活保護関係 情報、児童扶養手当関係情 報、中国残留邦人等支援給 付関係情報、母子家庭等給 付関係情報、母子生活支援 施設保護関係情報、医療保 険給付関係情報、福祉手当 関係情報、年金給付関係情	18 市長	住登外者宛名番号管理機能によ る住登外者の情報の管理に関す る事務であつて規則で定めるも の	地方税関係情報、児童手当 等関係情報、介護保険等給 付関係情報、障害者自立支 援給付関係情報、療養介護 等関係情報、障害児通所支 援関係情報、養育医療給付 等関係情報、生活保護関係 情報、児童扶養手当関係情 報、中国残留邦人等支援給 付関係情報、母子家庭等給 付関係情報、母子生活支援 施設保護関係情報、医療保 険給付関係情報、福祉手当 関係情報、年金給付関係情

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行		改正案	
	<p>報、妊娠届出関係情報、予防接種実施関係情報、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査関係情報、がん等検診関係情報、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業実施関係情報、<u>小児慢性特定疾病医療費等給付</u>関係情報</p> <p>_____、障害者給付等支援関係情報、障害者関係情報、子ども・子育て支援関係情報、奨学資金貸与関係情報、介護サービス関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者等医療費助成関係情報、老人に対する福祉医療費の助成に関する情報、こ</p>		<p>報、妊娠届出関係情報、予防接種実施関係情報、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査関係情報、がん等検診関係情報、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業実施関係情報、<u>外国人生活保護</u>関係情報、<u>小児慢性特定疾病医療費等給付</u>関係情報、障害者給付等支援関係情報、障害者関係情報、子ども・子育て支援関係情報、奨学資金貸与関係情報、介護サービス関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者等医療費助成関係情報、老人に対する福祉医療費の助成に関する情報、こ</p>

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行				改正案					
			ども医療費助成関係情報、市営住宅入居者関係情報又は就学援助関係情報であつて規則で定めるもの				ども医療費助成関係情報、市営住宅入居者関係情報又は就学援助関係情報であつて規則で定めるもの		
19	市長	(略)		19	市長	(略)			
20	教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報	20	教育委員会	就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの		
21	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報	21	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの		
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)					
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報		
1	市長	(略)		1	市長	(略)			
2	教育委	就学援助に関する事務で	市長	住登外者宛名情報	2	教育委	就学援助に関する事務で	市長	住民票関係情報、地方

宇治市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行				改正案			
員会	あつて規則で定めるもの			員会	あつて規則で定めるもの		税関係情報、生活保護 関係情報、児童扶養手 当関係情報、外国人生 活保護関係情報又は住 登外者宛名情報であつ て規則で定めるもの
			であつ て規則で定めるもの				
3 教育委 員会	(略)			3 教育委 員会	(略)		

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第17条 (略) (所得割の課税標準)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第24条の2において「特定配当等」という。) _____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条～第23条 (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第24条～第26条 (略) (市民税の申告)</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等</p>	<p>第1条～第17条 (略) (所得割の課税標準)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び_____第24条の2において「特定配当等」という。)(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条～第23条 (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第24条～第26条 (略) (市民税の申告)</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号並びに第28条の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申</u></p>	<p>の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第56条第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>(新設)</p>	<p>円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 <u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用について</p>	<p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に _____ 記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 _____ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用について</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>は、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第29条～第45条（略） （市民税の減免）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2 市民税の納税者が次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認める者に対し、当該各号に定める金額を減免する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 勤労学生にして前年の合計所得金額が<u>800,000円</u>以下の者 税額の全部</p> <p>(4) 勤労学生にして前年の合計所得金額が<u>800,000円</u>を超え<u>850,000円</u>以下の者 税額の10分の3相当額</p> <p>3～5（略）</p> <p>第47条～第68条（略） （固定資産税の免税点）</p> <p>第69条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地</u> _____ にあつては<u>300,000円</u>、<u>家屋</u>にあつては<u>200,000円</u>、<u>償却資産</u>にあつては<u>1</u></p>	<p>は、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第29条～第45条（略） （市民税の減免）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2 市民税の納税者が次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認める者に対し、当該各号に定める金額を減免する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 勤労学生にして前年の合計所得金額が<u>840,000円</u>以下の者 税額の全部</p> <p>(4) 勤労学生にして前年の合計所得金額が<u>840,000円</u>を超え<u>890,000円</u>以下の者 税額の10分の3相当額</p> <p>3～5（略）</p> <p>第47条～第68条（略） （固定資産税の免税点）</p> <p>第69条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地又は家屋</u> _____ にあつては<u>300,000円</u> _____、<u>償却資産</u>にあつては<u>1</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>500,000円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第70条～第145条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の4（略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>第5条・第5条の2（略）</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第5条の3 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅</p>	<p><u>800,000円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>第70条～第145条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の4（略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第4条 <u>平成30年度以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条・第5条の2（略）</p> <p>(削る。)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場</p>	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項</p> <p>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第27条第1項、附則第27条の2第1項、附則第27条の2の2第1項又は附則第27条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第5条の5～第5条の8 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項 _____」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項 _____」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第27条第1項、附則第27条の2第1項、附則第27条の2の2第1項又は附則第27条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第5条の5～第5条の8 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項</u>及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申</p>	<p>第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項 _____ 及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>11～18 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条の4～第22条の2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>る割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>11～18 (略)</p> <p><u>19 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>第8条の4～第22条の2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、<u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第26条の2 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の</p>	<p><u>害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第27条の2の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第27条の2の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第27条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項、</p>	<p>第27条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項及</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び</p>	<p><u>び第5条の3第1項</u> の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項<u>及び第5条の3第1項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項<u>及び第5条の3第1項</u> の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項<u>及び第5条の3第1項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の5 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところに</p>	<p>附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の5 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項及び<u>第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項及び<u>第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところに</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>よる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第27条の6～第30条 (略)</p>	<p>よる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項及<u>び第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第5条第1項<u>及び第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第27条の6～第30条 (略)</p>

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>第18条の2～第29条 (略)</p>	<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p> <p>第18条の2～第29条 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条の4第1項(第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第74条、第87条の7第1項、第90条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第138条第1項、第139条の6又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条の4第1項(第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第74条、第90条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第138条第1項、第139条の6又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第87条の7第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書、第112条の申告書、第138条第1項の申告書又は第139条の6の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第87条の7第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書、第112条の申告書、第138条第1項の申告書又は第139条の6の申告書</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第86条 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)</u>に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</p>	<p>第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____ 第105条第1項若しくは第2項の申告書、第112条の申告書、第138条第1項の申告書又は第139条の6の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____ 第105条第1項若しくは第2項の申告書、第112条の申告書、第138条第1項の申告書又は第139条の6の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第86条 (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第87条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)</u>に対し、その所有者に課する。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、<u>法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に</u>課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p><u>第87条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等(以下「販売業者等」という。)</u>が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のため<u>その他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)</u>以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける</u></p>	<p>(削る。)</p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税を課することができない者である場合には、前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。</u>ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p><u>第87条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>(削る。)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>売買契約の締結が行われた場合を除く。)</u>には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>第87条の3 (略)</p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p>第87条の4 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p>第87条の5 <u>次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けるもの <u>100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの</u> <u>100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p>	<p>(削る。)</p> <p>第87条の3 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>第87条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第87条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第87条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第87条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第96条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必</u></p>	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>要があると認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が定める。</u></p> <p>(種別割____の課税免除)</p> <p>第88条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割____を課さない。</p> <p>(種別割____の税率)</p> <p>第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割____の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(種別割____の賦課期日及び納期)</p> <p>第90条 種別割____の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割____の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>第91条 削除</p> <p>(種別割____の徴収の方法)</p> <p>第92条 種別割____の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(種別割____に関する申告又は報告)</p> <p>第93条 種別割____の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車</p>	<p>(<u>軽自動車税</u>の課税免除)</p> <p>第88条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第90条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>第91条 削除</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第92条 <u>軽自動車税</u>の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第93条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(種別割 に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第94条 (略)</p>	<p>等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式 による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第94条 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2・3 (略)</p> <p>(種別割____の減免)</p> <p>第95条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対して課する種別割____は、これを減免する。ただし、減免すべき理由発生の日が納期限経過後である場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて種別割____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割____の減免)</p> <p>第96条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要があると認めるものに対しては、種別割____を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割____の減免を受けようとする者は、</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第95条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対して課する軽自動車税は、これを減免する。ただし、減免すべき理由発生の日が納期限経過後である場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第96条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要があると認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて種別割 〃 の減免を受けようとする者は、</p>	<p>納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割____の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第87条の3又は第87条第3項ただし書の規定によつて種別割____を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割____を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第87条の3又は第87条第3項ただし書の規定によつて種別割____を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第87条の3又は第87条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第87条の3又は第87条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しない若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割 <u> </u> が課されることとなつたときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第98条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第31項若しくは第32項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しない若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第98条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第8条の2 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第14項まで、第16項、第18項、第23項、第30項若しくは第31項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第8条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第14項の条例で定める割合は、5分の3とする。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>第8条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第13項の条例で定める割合は、5分の3とする。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第2号に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
11 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u> に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	11 <u>法附則第15条第24項第4号</u> に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
12 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u> に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	(削る。)
13 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u> に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	(削る。)
14 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u> に規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	(削る。)
15 <u>法附則第15条第28項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 <u>法附則第15条第27項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。
16 <u>法附則第15条第32項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 <u>法附則第15条第31項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。
17 <u>法附則第15条第37項</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。	14 <u>法附則第15条第36項</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。
18 <u>法附則第15条第40項</u> の条例で定める割合は、3分の1とする。	15 <u>法附則第15条第39項</u> の条例で定める割合は、3分の1とする。
19 <u>法附則第15条第41項</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 <u>法附則第15条第40項</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。
20・21 (略) (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	17・18 (略) (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の4 (略)	第8条の4 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 <u>法附則第15条の9第1項</u> の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完	7 <u>法附則第15条の9第1項</u> の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日か</p>	<p>了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日か</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>ら3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の</p>	<p>ら3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u></p> <p>_____ 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演</p>	<p>適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂</u> <u>のいずれに該当するかの別</u> (4)～(6) (略)</p> <p>第9条～第21条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>)</p> <p>第21条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>2 <u>京都府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 <u>京都府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第21条の4の規定により読み替えられた第87条の7第1項の納</u></p>	<p><u>者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</u> (4)～(6) (略)</p> <p>第9条～第21条 (略)</p> <p>第21条の2 削除</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第21条の3 市長は、当分の間、第87条の9の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第21条の4 第87条の7の規定による申告納付については、当分の間、同</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>第21条の3 削除</p> <p></p> <p>第21条の4 削除</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案									
<p>条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第21条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="264 794 1106 938"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第21条の7 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<p>第21条の5 削除</p> <p>第21条の6 削除</p> <p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第21条の7 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年</p>
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>度分の軽自動車税_____に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動</p>	<p>(削る。)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第89条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の8 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継</p>	<p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の8 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第93条及び第94条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第22条～第30条 (略)</p>	<p>人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第93条及び第94条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第22条～第30条 (略)</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る宇治市市税条例第89条及び附則第21条の7の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="275 899 1108 954" style="border: 1px solid black; text-align: center;">(略)</div>	<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る宇治市市税条例第89条及び附則第21条の7の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div data-bbox="1165 899 1999 954" style="border: 1px solid black; text-align: center;">(略)</div>

京都地方税機構規約新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割(同法第442条第5号に規定する軽自動車又は同条第7号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)に係る申告書等の受付、税額の算定(自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。)、調査、データの作成(軽自動車税の種別割に係るものに限る。)及びこれらに関連する事務</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第5条～第18条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税_____及び軽自動車税_____ (同法第442条第3号に規定する軽自動車又は同条第5号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)に係る申告書等の受付、税額の算定(____証紙徴収の方法によって徴収する自動車税_____に係るものに限る。)、調査、データの作成(軽自動車税_____に係るものに限る。)及びこれらに関連する事務</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第5条～第18条 (略)</p>